動物について深い愛情と知識をもち、健康管理をきちんと行っているブリーダーであれば、適切なアドバイスと健全なペットを入手することが可能ですが、中には無理な繁殖をしたり、病気の知識や衛生管理が不十分であるなど、不適切なブリーダーもいますので、よく見極めることが必要になります。

CHECK!!

動物取扱業者を選ぶときのポイント

- □ **広告は適切に行われていますか？** → 登録を受けている業者の広告には、登録番号、動物取扱責任者、動物取扱業の種別などが記載されています。
- □ **店内に登録番号が記入された標識を掲示してありますか？** → 登録を受けている業者は、登録番号や営業の種類、登録期限などを記した標識を店内に掲示しています。
- □ **店以外の場所で購入する場合、業者は名札をつけていますか？** → 登録を受けている業者は、登録番号や営業の種類、登録期限などを記した名札をつけています。
- □ **購入する前に現物の確認や飼い方、健康状態などの説明はありましたか？** → 販売者は、購入者に対し、販売する前に動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼い方、標準体重・体長などの説明をしなくてはなりません。
- □ **幼すぎる動物が陳列されたり売られたりしていませんか？** → 離乳前の幼すぎる動物は販売してはいけません。また、犬やネコなど社会化が必要な動物は、その期間、親やきょうだいと一緒にしておかなくてはなりません。
- □ **ケージが狭すぎたり明るすぎたりしていませんか？** → 動物が立ったり寝たりするのに十分な空間を確保し、過度の苦痛を与えないように照明や音に配慮しなくてはなりません。
- □ **排泄物などで施設が汚れたり悪臭がしていませんか？** → 業者は、排泄物を適切に処理し、施設を常に清潔に保って、悪臭や害虫の発生を防ぐなど、周辺環境にも配慮しなくてはなりません。
- □ **契約書の内容は適切ですか？** → 内容をよく読んで確認してからサインするようにしましょう。
- □ **犬と猫は朝8時から夜8時までの展示をしていますか？** → 犬と猫の午後8時から午前8時*までの展示や、顧客との接触、引き渡しは禁止されています。

※平成28年5月31日までは、成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合（猫カフェ等）は、午後10時までは規制の対象外となります。